消費税法改正に伴うお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび消費税法改正が決定したことを受け、弊社における消費税の取り扱いについて下記のとおり対応させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

内容をご確認いただきご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

落札代金の税率について		
	9月30日以前	10月1日以降
車両本体		
各種手数料	消費税8%	消費税 10%
ペナルティ料		
※ワンプラ落札の場合も上記に同じ		
9月30日以前の落札車両に対する値引やキャンセル処理が10月1日以降に発生した場合		
車両本体	消費税 8%	
各種手数料		
值引額		
ペナルティ料	消費税 10%	